

平成 27 年 5 月 15 日

各位

会社名 株式会社ソフトフロント  
代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦  
(コード: 2321、JASDAQ)  
問合せ先 執行役員財務担当 五十嵐 達哉  
(TEL 03-3568-7007)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 18 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 32 条（取締役の責任免除）及び第 43 条（監査役の責任免除）を新設し、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 32 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

本定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）	（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）	（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (抜粋)	変更案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>
第 32 条～第 41 条 (条文省略)	第 33 条～第 42 条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 42 条～第 45 条 (条文省略)	第 44 条～第 47 条 (現行どおり)